

## 質問と回答

業務名: 令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止強化業務

番号	質問	回答
1	「啓発事業」の対象者、県民とあるが詳細に。	県内に居住・所在する県民、企業、施設を対象として、感染経路の類型ごとに、その類型に応じた注意喚起を発信することを想定しています。
2	「啓発事業」の範囲 ・「印刷物の編集、印刷、発送」そのものが、「紙媒体」「情報発信」に当たるという解釈か？	仕様書・説明書等における「紙媒体」による「発信」とは、小冊子やポスターなどの印刷物の編集、印刷、発送を意味しています。
3	「啓発事業」の範囲 ・印刷物に加えて、マス、WEBを含めた広告プロモーションまでを想定(期待)しているのか？	印刷物に加えて、マス・WEBによる広告プロモーションも含め、県民等に効果的に発信できる手法を想定しています。 ただし、公告等に記載している契約期間内に実施する必要がありますので、ご注意ください。